

水道料金について (2023年12月1日からの使用分 消費税抜)

【料金表】

2か月当たり消費税抜の金額

種別	口径	基本料金(円) (16 m ³ まで)	超過料金(従量制・1 m ³ につき)					
			17~40 m ³	41~60 m ³	61~100 m ³	101~200 m ³	201~1,000 m ³	1001 m ³ ~
専用	13 mm	2,800	190	210	220	270	290	270
	20 mm	2,900						
	25 mm	4,480						
	30 mm	6,700						
	40 mm	11,360						
	50 mm	18,160						
	75 mm	38,260						

水道料金計算方法(種別は専用で税抜計算しております)

【計算例】

口径13 mm 2か月分使用水量45 m³の場合(税抜)

単価/円	使用水量/m ³		
	16 m ³	=	2,800円 (基本料金:16 m ³ まで)
190円 ×	24 m ³	=	4,560円 (超過料金①:17~40 m ³)
+) 210円 ×	5 m ³	=	1,050円 (超過料金②:41~60 m ³)
(合計)			8,410円
ご請求金額			8,410円

※超過料金①は、40 m³までの超過水量(この例では24 m³)に上記【水道料金】の料金表の該当する単価を乗じた料金です。

※超過料金②は41~60 m³までの超過水量(この例では5 m³)に【水道料金】の料金表の該当する単価を乗じた料金です。

※検針と請求について…奇数月の下旬に検針し、偶数月中旬に請求させていただきます。

種別について

「専用」…水の使用のうち、臨時以外のもの

「臨時」…各種工事その他一時的に水を使用するもの

※メーター使用料金は、基本料金に含まれています。ただし、消費税率に1を加えた数値を乗じたとき、基本料金、超過料金の合計に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

【使用料の納付月】2か月分を偶数月月末(12月は25日)までに納付していただきます。

【使用料の納付方法】

納付方法は、市役所または取扱い金融機関やコンビニへ納付書により「直接納付」していただく方法と、届出の預金口座から納付期限日に自動的に引落としのできる「口座振替」の方法があります。口座振替依頼書は、広島県水道広域連合企業団安芸高田事務所または各支所にありますのでご利用ください。

【分 担 金】

消費税抜の金額

口径別	分担金金額
13 mm	70,000 円
20 mm	120,000 円
25 mm	200,000 円
30 mm	400,000 円
40 mm	700,000 円
50 mm	1,000,000 円

問い合わせ先 〒731-0592

広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

広島県水道広域連合企業団安芸高田事務所 電話：0826-47-1203